

## 1 「中間まとめ」に係る検討を深める事項について（その 1）

2  
3 「胚の初期発生や発育（分化）における遺伝子の機能解明に資する基礎的研究  
4 において容認される場合」とは、どのような条件を満たすものなのか？  
5

6 中間まとめにおいて、「ヒト受精胚の関係取扱いの生命科学や医学への恩恵及び  
7 これへの期待について、科学的合理性、社会的妥当性の観点からの整理として  
8 は、今後、研究が進展することを期待すれば、個別の研究が倫理審査委員会で  
9 判断されることを前提に「胚の初期発生や発育（分化）における遺伝子の機能  
10 解明」に資する基礎的研究において、容認される場合があるとの結論に至った。」  
11 としている。

12  
13 次の条件を全て満たすものに限ってはどうか？  
14

15 新たなヒト受精胚を作成しないこと（余剰胚での研究に限ること。）  
16 インフォームドコンセントが得られた受精胚を用いた研究であること。  
17 胎内移植を想定又は前提としない基礎的研究に限ること。  
18 生殖補助医療や先天性の難病等の治療又は病態の理解にヒト受精胚を  
19 使うことの科学的合理性及び社会的妥当性があること。

20 【不適切な例】

- 21 ○ 動物を使用した十分な関係研究を経ずに、開発された遺伝子改変の  
22 新技術の改変性能を確認する研究  
23 ○ iPS 細胞、ES 細胞又はそれらを起源とする細胞への遺伝子改変でも  
24 確認できる研究  
25 ○ 現在の世代に対する治療法が既存である、あるいは新たな治療法の  
26 開発研究等が進められている研究

27 初期発生段階（原始線条の出現又は 14 日以内）の分化条件下でデータ  
28 が取得できるものであること。

29 ヒト受精胚の使用数を最低限にするように計画された研究であること。  
30

「中間まとめ」に係る検討を深める事項について（その 2）

「ゲノム編集技術を行うヒト受精胚の具体的な管理」について、どのような  
点に留意すべきなのか？

中間まとめにおいて、具体的な管理については「一般的に人に係る研究における  
取扱いや、これまでにヒト受精胚の利用について認められている研究に係る  
指針で定められているヒト受精胚の取扱いに準じた管理のもとで行われるべきで  
ある」としている。

また、平成 16 年の「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」において、「基本  
的考え方に基づいたヒト受精胚の取扱いのための具体的な遵守事項として、研  
究に用いたヒト受精胚を臨床に用いないこと、未受精卵の入手制限及び無償提  
供、ヒト受精胚や未受精卵の提供の際の適切なインフォームドコンセントの実  
施、胚の取扱い期間の制限、ヒト受精胚を伴う研究についての記録の整備、研  
究実施機関の研究能力・設備の要件、研究機関における倫理的問題に関する検  
討体制の整備及び責任の明確化、ヒト受精胚や未受精卵等の提供者の個人情報  
の保護、研究に関する適切な情報の公開を求める必要がある。」としており、こ  
れに基づいて各省庁の指針が作成されている。

これらに加えて、ヒト受精胚に対してゲノム編集技術を用いるにあたって、下  
記のような視点も踏まえ、**新たに加えるべき遵守事項、あるいは削除できる事  
項**についてご意見いただきたい。

ヒト受精胚の提供医療機関の管理  
ゲノム編集技術を施す機関の管理  
受精胚の提供者に関する個人情報、及び遺伝子解析情報保護の徹底  
など